

# 一般社団法人横浜市建築士事務所協会定款

制定 平成24年3月5日  
改正 平成25年3月15日  
改正 平成26年3月18日  
改正 平成26年5月28日  
改正 平成29年5月26日  
改正 平成30年5月25日

## 第 1 章 総 則

(名 称)

- 第 1 条 本法人は、一般社団法人横浜市建築士事務所協会（以下「本法人」という。）と称する。  
2 本法人の略称および英語表記ならびに標章は、別に規約に定める。

(事 務 所)

- 第 2 条 本法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

(目 的)

- 第 3 条 本法人は、神奈川県横浜市の地域において建築士法（昭和25年法律第202号、以下同じ。）第27条の2に基づく団体として、建築士事務所の業務の適正な運営と健全な発展ならびに建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主の利益の保護を図り、以て建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的と定める。

(事 業)

- 第 4 条 本法人は、第3条の目的を達成するため、建築ならびにまちづくりに関する次の事業を行う。
- 一 建築士事務所の業務に関し、設計等の業務に係る契約の内容の適正化、その他建築主の利益の保護を図るために必要な建築士事務所の開設者に対して行う指導、勧告、その他の業務
  - 二 建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情を解決する業務
  - 三 建築士事務所の開設者に対する建築士事務所の業務の運営に関する研修ならびに建築士事務所に所属する建築士に対する設計等の業務に関する研修業務
  - 四 建築士法に基づく登録講習機関等からの受託業務
  - 五 建築士事務所の業務の適正な運営ならびに建築士事務所に設計等を委託する建築主の利益保護に関する調査・研究・広報業務
  - 六 建築設計、工事監理等の建築士事務所の業務の進歩改善に関する調査・研究・広報業務
  - 七 建築およびまちづくりにおける安全・安心に関する調査・研究・広報業務
  - 八 建築設計、工事監理等の建築士事務所の業務を通じた地域社会に貢献する業務
  - 九 会員および正会員の建築士事務所に所属する建築士等の福利厚生の上昇に資する業務

- 十 事故または災害を防止し、人命ならびに財産の安全の確保や建築文化の向上等を目的とした国ならびに地方公共団体等からの受託業務
- 十一 国ならびに地方公共団体等への建議および内外の関係諸団体との交流
- 十二 前各号の事業に関する図書ならびに印刷物、電磁的書籍等の刊行および頒布
- 十三 必要に応じて労働者派遣業務
- 十四 その他本法人の目的を達成するために必要な業務

(公 告)

- 第 5 条 本法人の公告は、電磁的方法による公告および主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。
- 2 事故その他やむを得ない理由により前項の電磁的方法による公告が出来ない場合は、官報に掲載する。
  - 3 電磁的方法による公告方法は、別に規則に定める。

(規約および規則ならびに細則の定め)

- 第 6 条 本法人は、第3条に定める目的を達成するために、次の各号により定款を補則する規約および規則ならびに細則を定める。
- 一 規約は、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の決議を以て定める。
  - 二 規則は、理事会において総理事の議決権の3分の2以上の決議を以て定める。
  - 三 細則は、規約および規則を補則するものとして、理事会において総理事の議決権の3分の2以上の決議を以て定める。

(規 律)

- 第 7 条 本法人は、建築士法第27条の2に基づき事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持および向上に努める。
- 2 本法人は、会員の倫理向上と確立を目的として会員倫理規約を定める。会員は、定款ならびに会員倫理規約で定める理念と規範に則して行動し、本法人が目的達成のために実施する事業に積極的に参加するよう努めなければならない。

## 第 2 章 会 員

(種 別)

- 第 8 条 本法人の会員は、次の各号に定めるものとする。一号に定める会員を以て一般社団法人ならびに一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「法人法」という。）上の社員とする。
- 一 正 会 員 建築士法に基づき神奈川県知事または神奈川県知事から指定を受けた指定事務所登録機関の登録を受けた横浜市内に登録のある建築士事務所の開設者
  - 二 特 別 会 員 本法人に功労があった者または学識経験者で、理事会で入会を承認された者
  - 三 準 会 員 正会員の建築士事務所に所属する建築士の資格を有し理事会で入会を承認された者
  - 四 賛 助 会 員 本法人の目的に賛同し事業を賛助するために入会した個人または団体
- 2 特別会員および準会員ならびに賛助会員に関し定款に定めるほか、別に規則に定める。

(入会)

- 第 9 条 本法人に入会しようとする者は、規則で定める書式により申し込まなければならない。
- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し本人に文書を以て通知するものとする。会員は、入会承認通知後に入会金ならびに会費の納入を以て資格を取得する。
  - 3 正会員の資格を有する者から第 1 項に定める入会申込みがあったとき、正当な理由がないのにその加入を拒み、またはその加入につき不当な条件を付してはならない。
  - 4 前項にかかわらず、建築士法に基づく処分を受けその処分の日から 5 年を経っていない者および本法人の前身である横浜建築事務所協会ならびに横浜市建築事務所協会の名誉を傷つけまたは目的に反する行為をした者は、入会することはできない。
  - 5 建築士法に基づく処分を受けその処分の日から 5 年以上を経た者の入会は、倫理審議会を経て理事会で総理事の議決権の 3 分の 2 以上の決議を得なければならない。
  - 6 第 1 5 条に従い除名処分を受けた者は、再入会することはできない。
  - 7 入会に関し定款に定めるほか、別に規則に定める。

(休会)

- 第 1 0 条 会員は、規則で定める休会届を提出し、理事会の承認を経て休会することができる。ただし、休会期間は 1 年を限度とし特例を認めない。
- 2 休会に関し前項に定めるほか、別に規則に定める。

(任意退会)

- 第 1 1 条 会員は、規則で定める退会届を提出し任意に退会することができる。ただし、第 7 条第 2 項および第 1 3 条第 2 項三号ならびに四号（特別会員、準会員にあっては建築士法に基づく処分が下されたとき）または第 1 4 条、第 1 5 条に該当するおそれがある場合、倫理審議会を経て理事会において総理事の議決権の 3 分の 2 以上の決議を得なければ退会することができない。
- 2 前項ただし書の定めにかかわらず、やむを得ない事由があるときは、退会することができる。

(法定退会)

- 第 1 2 条 前条の場合のほか会員は、次に掲げる事由によって退会する。
- 一 定款で定めた事由の発生
  - 二 総正会員の同意があったとき
  - 三 死亡または本法人の解散
  - 四 除名

(会員資格の喪失)

- 第 1 3 条 会員は、次の各項に該当するとき、会員資格を喪失する。
- 2 正会員は、次の各号の一に該当するとき会員資格を喪失する。
    - 一 退会したとき
    - 二 建築士事務所を廃業または解散したとき
    - 三 建築士事務所登録を取り消されたとき

- 四 正会員若しくは所属する者に対し、建築士法に基づく処分が下されたとき
  - 五 成年被後見人または被保佐人になったとき
  - 六 正当な理由なく会費を6カ月以上滞納し、かつ催告に応じないとき
  - 七 休会期間を超過したとき
- 3 特別会員は、次の各号の一に該当するとき、会員資格を喪失する。
- 一 退会したとき
  - 二 建築士法に基づく処分が下されたとき
  - 三 成年被後見人または被保佐人になったとき
  - 四 正当な理由なく会費を6カ月以上滞納し、かつ催告に応じないとき
  - 五 休会期間を超過したとき
- 4 準会員は、次の各号の一に該当するとき、会員資格を喪失する。
- 一 退会したとき
  - 二 所属する建築士事務所の正会員が会員資格を喪失したとき
  - 三 所属する建築士事務所を退職したとき
  - 四 建築士法に基づく処分が下されたとき
  - 五 成年被後見人または被保佐人になったとき
  - 六 正当な理由なく会費を6カ月以上滞納し、かつ催告に応じないとき
  - 七 休会期間を超過したとき
- 5 賛助会員は、規則で定める事項に該当するとき、会員資格を喪失する。

(除名)

第14条 本法人は、会員が次の各号に該当したとき、除名することができる。

- 一 定款または規約ならびに規則に違反したとき
  - 二 本法人の名誉を傷つめまたは目的に反する行為をしたとき
  - 三 その他正当な事由があるとき
- 2 正会員の除名は、倫理審議会を経て理事会で総理事の議決権の3分の2以上の決議後、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の決議を以て行う。この場合、その会員に対して、総会の日1週間前までに理由を付して除名する旨の通知をし、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 特別会員ならびに準会員または賛助会員の除名は、倫理審議会を経て理事会において総理事の議決権の3分の2以上の決議を以て行う。この場合、その会員に対して理事会の日1週間前までに理由を付して除名する旨の通知をし、理事会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 前各項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知しなくてはならない。
- 5 理事会は、第3項にもとづき準会員の除名が決議されたとき、倫理審議会に正会員の監督責任等についての審議を求めなくてはならない。

(懲戒処分)

第15条 本法人は、定款および規則で定める懲戒事由に該当する行為をした会員を懲戒処分することができる。

- 2 懲戒処分は、次の四種とする。
- 一 文書注意

二 会員の資格停止

三 退会勧告

四 除名

3 正会員の懲戒処分をするときは、倫理審議会を経て理事会において総理事の議決権の3分の2以上の決議を得なければならない。

4 正会員以外の会員の懲戒処分をするときは、除名を除き理事会の決議を以て行う。

#### (会員の責務)

第16条 会員は、本法人に届け出た事項に変更が生じたときから2週間以内に規則に基づき届け出なければならない。

2 会員は、第4条二号に掲げる事業に関して、文書若しくは口答による説明または資料の提出を求められた場合、正当な理由がなく拒んではならない。

3 会員は、会員の業務に関して行う本会の調査のために資料等の提出を求められたときは協力しなければならない。

#### (会員資格喪失に伴う権利ならびに義務)

第17条 会員が第13条によりその資格を喪失したときは、本法人に対する会員の権利は失い、義務は免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費ならびにその他の拠出金品は、これを返納しない。

#### (会員名簿)

第18条 本法人は、正会員の氏名および建築士事務所の名称ならびに住所等を記載または記録した名簿（以下「正会員名簿」という。）を作成し主たる事務所に備え置く。正会員名簿には、本法人の役員の氏名および所属事業所ならびに住所などを併記しなくてはならない。

2 本法人は、正会員を含む会員の名簿（以下「会員名簿」という。）を作成し主たる事務所に備え置く。

3 正会員名簿および会員名簿を電磁的記録に記録されたものを以て事務所に備え置く場合、その方法および取り扱い等は細則で定める。（以下、「電磁的記録」の取り扱いは当該細則に準じる。）

4 会員は、会員の名簿を本法人の主たる事務所等で一般の閲覧に供することを拒むことはできない。

#### (正会員名簿の閲覧等)

第19条 正会員は、本法人の業務時間（別に規則で定める。以下、同じ。）内に当該請求の理由を明らかにして、次に掲げる請求をすることができる。

一 正会員名簿が書面を以て作成されているときは、当該書面の閲覧または謄写の請求

二 正会員名簿が電磁的記録を以て作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を表示したものの閲覧または謄写の請求

2 本法人は、前項の請求があったとき次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う正会員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保または行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき

二 請求者が本法人の業務の遂行を妨げ、または会員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき

- 三 請求者が本法人の業務と実質的に競争関係にある事業の代表者または役員ならびに従事者であるとき
  - 四 請求者が正会員名簿の閲覧または謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき
  - 五 請求者が、過去2年以内において、正会員名簿の閲覧または謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき
- 3 第1項の請求を行うとき請求者は、本法人の規則に定めた費用を支払わなければならない。

(会員に対する通知等)

- 第20条 本法人が会員に対してする通知または催告は、会員名簿に記載または記録された当該会員の住所または連絡先(当該会員が別に通知または催告を受ける場所または連絡先を本法人に文書を以て通知した場合にあっては、その場所または連絡先)にあてて発すれば足りるものとする。
- 2 前項の通知または催告は、その通知または催告が通常到達すべきであったときに、到達したものとみなす。
  - 3 前2項の定めは、第27条第1項の通知に際して正会員に書面を交付し、または当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、前項中「到達したもの」とあるのは、「当該書面の交付または当該事項の電磁的方法による提供があったもの」と読み替えるものとする。

(会員に対する通知の省略)

- 第21条 本法人が会員に対してする通知または催告が5年以上継続して到達しない場合、本法人は、当該会員に対する通知または催告をすることを要しない。
- 2 前項の場合に同項の会員に対する本法人の義務の履行を行う場所は、本法人の住所地とする。

## 第3章 機 関

(機関の設置)

- 第22条 本法人は、総会のほか、理事および理事会ならびに監事を置く。
- 2 本法人は、理事会のもとに運営会議および指導監督室ならびに倫理審議会、役員候補審議会、委員長会、支部長会、事務局を置く。
  - 3 本法人は、運営会議のもとに次に掲げる委員会を常置する。
    - 一 総務委員会
    - 二 広報委員会
    - 三 業務委員会
    - 四 防災安全委員会
    - 五 学術研修委員会
    - 六 市民まちづくり委員会

## 第4章 総 会

(総会の権限)

- 第23条 法人法に定める事項および第36条に定める事項に限り決議することができる。

- 2 前項の定めにかかわらず、総会は、会員に剰余金を分配する旨の決議をすることができない。
- 3 総会の決議を必要とする事項について、総会以外の機関が決定することはできない。

(総会の種別)

第 2 4 条 本法人の総会は、定時総会ならびに臨時総会とする。

- 2 前項の総会を以て、法人法上の社員総会とする。

(総会の招集)

第 2 5 条 定時総会は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に招集しなければならない。定時総会は、事業報告および収支決算、その他の議案を決議する。

- 2 臨時総会は、必要がある場合いつでも招集することができる。
- 3 総会は、次条第 2 項の定めにより招集する場合を除き、理事長が招集する。

(正会員による招集の請求)

第 2 6 条 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事会に対し総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。この場合、総会の招集を求める正会員は、代表者を定めなくてはならない。(以下、「招集代表正会員」という。)

- 2 次に掲げる場合に前項の定めによる請求をした招集代表正会員は、裁判所の許可を得て総会を招集することができる。
  - 一 前項の定めによる請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合
  - 二 前項の定めによる請求があった日から 6 週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知が発せられない場合

(総会の招集の決定)

第 2 7 条 理事長(前条第 2 項の定めにより招集代表正会員が総会を招集する場合にあっては、当該招集代表正会員。第 2 9 条から第 3 0 条までにおいて同じ。)は、総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 総会の日時および場所
  - 二 総会の目的である事項
  - 三 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
  - 四 総会に出席しない正会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
  - 五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項
- 2 前条第 2 項の定めにより招集代表正会員が総会を招集するときを除き、前項各号に掲げる事項の決定は、理事会の決議によらなければならない。

(総会の招集の通知)

第 2 8 条 理事長が総会を招集するときは、総会の日 1 週間前までに、正会員に対してその通知を発しなければならない。ただし、前条第 1 項三号または四号に掲げる事項を定めた場合には、総会の日 2 週間前までにその通

知を発しなければならない。

- 2 前項の通知には、前条第1項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(総会の招集手続きの省略)

第29条 前条の定めにかかわらず、総会は正会員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、第27条第1項三号または四号に掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。

(総会参考書類および議決権行使書面の交付等)

第30条 理事長が総会を招集するとき、第27条第1項三号および同項四号に掲げる事項を定めた場合は、次に掲げる各項に従わなければならない。

- 2 第27条第1項三号に掲げる事項を定めた場合には、第28条第1項の通知に際して、正会員に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類(以下、「総会参考書類」という。)および正会員が議決権を行使するための書面(以下、「議決権行使書面」という。)を交付しなければならない。
- 3 第27条第1項四号に掲げる事項を定めた場合には、第28条第1項の通知に際して、正会員に対し、総会参考書類および議決権行使書面を交付しなければならない。
- 4 前2項の定めにより交付しなければならない総会参考書類は、次に掲げる事項とする。
  - 一 議案
  - 二 議案につき第79条八号の定めにより総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要
  - 三 前2号に定めるもののほか、正会員の議決権の行使について参考となると認める事項
- 5 第2項の定めにより交付しなければならない議決権行使書面は、次に掲げる事項とする。
  - 一 各議案についての賛否欄(棄権の欄を含む場合にあっては、棄権も含む)を記載する。
  - 二 議決権行使の期限
  - 三 議決権を行使すべき正会員の氏名または名称
- 6 前項二号に定める議決権行使の期限は、総会の日時の直前の本法人の業務時間の終了時以前の日時としなくてはならない。

(正会員提案権)

第31条 総正会員の議決権の30分の1以上の議決権を有する正会員は、理事会に対し一定の事項を総会の目的事項とすることを請求することができる。この場合、総正会員の議決権の30分の1以上の議決権を有する正会員は、代表者を定めなくてはならない。(以下、「提案代表正会員」という。)

- 2 前項に関して提案代表正会員は、理事会に対し総会の日6週間前までに、総会の目的である事項につき当該提案代表正会員が提出しようとする議案の要領を正会員に通知することを請求することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合または実質的に同一の議案につき総会において総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合には、この限りではない。
- 3 前2項にかかわらず正会員は、総会において第27条第1項二号に掲げる事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合または実質的に同一の議案につき総会において総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りでない。

(総会の招集手続等に関する検査役を選任)

第 3 2 条 本法人または提案代表正会員は、総会に係る招集の手続および決議の方法を調査させるため、当該総会に先立ち、裁判所に対し総会の招集手続等に関する検査役を選任の申立てをすることができる。

2 総会の招集手続等に関する検査役が選任された場合、本法人が当該総会の招集手続等に関する検査役に対して支払う報酬の額は、裁判所の定めによる。

3 総会の招集手続等に関する検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、または記録した書面または電磁的記録（法人法施行規則で定めるものに限る。）を裁判所に提供して報告をしなければならない。

4 総会の招集手続等に関する検査役は、第3項の報告をしたときは、本法人（検査役の選任の申立てをした者が提案代表正会員の場合にあつては、本法人および提案代表正会員）に対し、同項の書面の写しを交付し、または同項の電磁的記録に記録された事項を提供しなければならない。

(総会の招集手続等に関する検査役の報告のための総会招集等)

第 3 3 条 総会の招集手続等に関する検査役の報告があつた場合には、前条第3項の報告の内容を総会において開示するために総会を招集しなくてはならない。

2 理事および監事は、前条第3項の報告の内容を調査し、その結果を前項の総会において報告しなければならない。

(議決権の数)

第 3 4 条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の決議)

第 3 5 条 総会の議事は、定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数を以て決定する。可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の多数を以て行わなければならない。

一 第14条第2項の総会

二 第55条第1項の総会（監事を解任する場合に限る）

三 第85条第1項および第4項の総会

四 第110条、第111条、第112条、第115条の総会

五 その他法人法に定める事項

3 総会は、第28条第1項二号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、定款に特別に定めるものはこの限りでない。

(総会の決議事項)

第 3 6 条 総会は、次の事項を決議する。

一 理事および監事の選任ならびに解任

二 理事および監事等の報酬の額またはその規約の制定ならびに変更若しくは廃止

三 定款の変更

四 規約の制定および変更ならびに廃止

- 五 各事業年度の事業報告ならびに計算書類
  - 六 入会の基準および会費ならびに入会金の金額の制定、変更、廃止
  - 七 正会員の除名
  - 八 長期借入金ならびに重要な財産の処分ならびに譲受け
  - 九 解散ならびに残余財産の処分
  - 十 合併、事業の全部または一部の譲渡
  - 十一 理事会において総会に付議すべき事項
  - 十二 前各号に定めるもののほか、法人法に定める事項
- 2 前項にかかわらず総会においては、第28条の書面に記載した目的ならびに審議事項以外は、決議することができない。

#### (議決権の代理行使)

- 第37条 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合、当該正会員は、別に規則で定める代理権を証明する書面を総会の日の3日前の業務終了時間までに理事長に提出しなければならない。ただし、代理人による議決権行使は、第38条および第39条による議決権の行使には適用しない。
- 2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。
  - 3 本法人は、総会の議事録とともに総会の日から10年間、代理権を証明する書面をその主たる事務所に備え置かなければならない。
  - 4 正会員は、本法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
    - 一 代理権を証明する書面の閲覧または謄写の請求
    - 二 前項の電磁的記録に記録された事項を表示したものの閲覧または謄写の請求
    - 三 前各号の請求を行うとき、請求者は、本法人の規則に定めた費用を支払わなければならない。

#### (書面による議決権の行使)

- 第38条 総会に出席しない正会員が書面による議決権を行使することができるとしたときは、議決権行使書面に必要な事項を記載し、第30条第5項二号に定めるときまでに当該記載をした議決権行使書面を本法人に提出して行う。
- 2 前項の定めにより書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。
  - 3 本法人は、総会の日から10年間、第1項の定めにより提出された議決権行使書面をその主たる事務所に備え置かなければならない。
  - 4 正会員は、規則で定める本法人の業務時間内は、いつでも、第1項の定めにより提出された議決権行使書面の閲覧または謄写の請求をすることができる。
  - 5 請求者が前項の請求を行うときは、本法人の規則に定めた費用を支払わなければならない。

#### (電磁的方法による議決権の行使)

- 第39条 総会に出席しない正会員が電磁的方法によって議決権を行使することができるとしたときは、あらかじめ通知された事項について、議決権行使書面に記載すべき事項を、第30条第5項二号の書面に定める提出期限までに電磁的方法により本法人に提出して行う。
- 2 第1項の定めにより電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

- 3 本法人は、総会の日から10年間、第1項の定めにより提供された事項を記録した電磁的記録を出力した書面をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 4 正会員は、本法人の業務時間内に前項の電磁的記録に記録された事項を表示したものの閲覧または謄写の請求をすることができる。
- 5 前項の請求を行うとき、請求者は、本法人の規則に定めた費用を支払わなければならない。

(理事等の説明義務)

- 第40条 理事および監事は、総会において、正会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより正会員の共同の利益を著しく害する場合およびその他正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 2 前項のその他正当な理由がある場合は、次に掲げるものとする。
    - 一 正会員が説明を求めた事項について調査が必要である場合（当該正会員が総会の日より相当の期間前に当該事項を本法人に対して通知していた場合および当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合を除く）
    - 二 正会員が説明を求めた事項について説明をすることにより本法人その他の者（当該正会員を除く）の権利を侵害することとなる場合
    - 三 正会員が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合
    - 四 前三号に掲げる場合のほか、正会員が説明を求めた事項につき説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(正副議長の権限)

- 第41条 総会の議長は、当該総会の秩序を維持し、議事を整理する。
- 2 総会の議長は、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。
  - 3 副議長は、議長を補佐し、議長が事故あるときはその職務を代行する。

(正副議長ならびに書記の選出)

- 第42条 正副議長および書記は、役員ならびに運営会議の構成員以外の当該総会に現に出席する正会員の中から選出する。
- 2 議長は、議事録署名人として業務執行理事以外の理事ならびに監事および運営会議の構成員以外の当該総会に現に出席する正会員の中から、それぞれ1名を選出する。

(総会に提出された資料等の調査)

- 第43条 総会の決議によって、役員が当該総会に提出または提供した資料を調査する者を選任することができる。
- 2 第26条の定めにより招集された総会においては、総会の決議によって、本法人の業務および財産の状況を調査する者を選任することができる。

(延期または続行の決議)

- 第44条 総会においてその延期または続行について決議があった場合、第27条および第28条の定めは、適用しな

い。

(総会の議事録)

- 第 4 5 条 総会の議事については、次の事項を含む書面ならびに電磁的記録を以て作成し、総会の日から 1 0 年間その主たる事務所に備え置かなければならない。
- 一 当該総会の日時ならびに場所
  - 二 正会員の現在員数ならびに出席数（書面表決者ならびに電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - 三 審議事項ならびに決議事項
  - 四 議事の経過の概要ならびにその結果
  - 五 総会に出席した理事、監事の氏名
  - 六 総会の正副議長ならびに議事録作成人の氏名
  - 七 その他法務省令で定める事項
- 2 議事録には、議長ならびに議事録署名人が記名押印をしなければならない。
- 3 正会員および債権者は、本法人の業務時間内に次に掲げる請求をすることができる。
- 一 第 1 項の議事録が書面を以て作成されているときは、当該書面または当該書面の写しの閲覧または謄写の請求
  - 二 第 1 項の議事録が電磁的記録を以て作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧または謄写の請求
- 4 前項各号の請求を行うとき、請求者は、本法人の規則に定めた費用を支払わなければならない。

(総会の決議の省略)

- 第 4 6 条 理事または正会員が総会の目的である事項について提案をした場合、当該提案につき正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。
- 2 前項の定めにより総会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなされた場合には、その時に当該総会が終結したものとみなす。
- 3 前 2 項の定めにより総会の決議があつたものとみなされた場合、その日から 1 0 年間、同項の書面または電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 4 正会員または債権者は、本法人の業務時間内に次に掲げる請求をすることができる。
- 一 前項の書面の閲覧または謄写の請求
  - 二 前項の電磁的記録に記録された事項を表示したものの閲覧または謄写の請求
- 5 前項各号の請求を行うときは、請求者は、本法人の規則に定めた費用を支払わなければならない。

(総会への報告の省略)

- 第 4 7 条 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合、当該事項を総会に報告することを要しないことについて正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があつたものとみなす。

## 第 5 章 役員を選任および解任

(役員の種類ならびに定数)

第 48 条 本法人に、次の理事ならびに監事（以下、「役員」という。）を置く。

- 一 理事 3 名以上 10 名以内
- 二 監事 2 名以内
- 2 理事のうち、1 名を理事長、3 名以内を副理事長とし、理事長および副理事長は正会員たる理事より選任する。
- 3 理事長、副理事長以外の理事のうち 1 名を専務理事とすることができる。
- 4 専務理事を除く理事のうち 1 名または 2 名は、会員以外の者から選任する。（以下、「会員外の理事」という。）
- 5 監事のうち 1 名は、会員以外の者から選任する。（以下、「会員外の監事」という。）
- 6 第 70 条の理事数は、総理事数の半数を超えてはならない。

(理事および監事の選任)

第 49 条 本法人の理事ならびに監事は、総会の決議により選任する。

- 2 前項の決議をする場合には、役員が欠けた場合に備えて補欠の役員を選任することができる。
- 3 前項により選任された補欠の役員は、役員が欠けた場合に本法人の役員に就任する。
- 4 第 2 項および第 3 項に定める補欠の役員に関して定款に定めるほか、別に規約に定める。
- 5 理事ならびに監事は、相互に兼ねることができない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者または三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、総理事数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 7 監事は、他の監事とその配偶者または三親等内の親族その他特別の関係にある者であってはならない。

(理事および監事の推薦)

第 50 条 総会への役員候補の推薦は、次に定める方法を以て行う。

- 一 正会員より選出する理事ならびに監事は、役員候補審議会の答申を受け、理事会の決議を経て総会に推薦する。
- 二 会員外の理事および会員外の監事ならびに専務理事は、理事会の決議を経て総会に推薦する。

(本法人と役員との関係)

第 51 条 本法人と役員との関係は、委任に関する法律上の定めに従う。

- 2 総会において選任された者が本法人の役員に就任するには、本法人より書面で通知された就任依頼書に対し、就任承諾書に記名捺印し本法人に提出しなくてはならない。
- 3 前項の就任依頼書および就任承諾書等に関しては、別に規則に定める。

(役員資格等)

第 52 条 次に掲げる者は、本法人の役員となることができない。

- 一 建築士法に基づく処分を受けた者
- 二 法人

- 三 成年被後見人若しくは被保佐人または外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
  - 四 法人法若しくは会社法（平成17年法律第86号）の定め違反し、または民事再生法（平成11年法律第225号）第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成12年法律第129号）第65条、第66条、第68条若しくは第69条の罪、会社更生法（平成14年法律第154号）第266条、第267条、第269条から第271条まで若しくは第273条の罪若しくは破産法（平成16年法律第75号）第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - 五 前号に定める法律の定め以外の法令の定め違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
  - 六 本法人の業務と実質的に競争関係にある事業を営む法人の役員または従事者
- 2 理事ならびに監事は、本法人またはその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

（理事の任期）

- 第53条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、退任した理事の任期の満了する時までとする。
  - 3 増員により選任された理事の任期は、在任する理事の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事長は、連続して3期までの再任は妨げない。

（監事の任期）

- 第54条 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了する時までとする。

（解任）

- 第55条 役員は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分2以上の決議を以て行わなければならない。
- 2 前項の定めにより解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、本法人に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

（監事の選任に関する監事の同意等）

- 第56条 理事は、監事の選任に関する議案を総会に提出するには、監事全員の同意を得なければならない。
- 2 監事は、理事会に対し、監事の選任を総会の目的とすることまたは監事の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

（監事等の選任等についての意見の陳述）

第 57 条 監事は、総会において、監事の選任若しくは解任または辞任について意見を述べることができる。

2 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総会に出席して、辞任した旨およびその理由を述べるができる。

3 理事は、前項の者に対し、同項の総会を招集する旨および第 27 条第 1 項一号に掲げる事項を通知しなければならない。

(役員に欠員を生じた場合の措置)

第 58 条 役員が欠けた場合または法人法若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合、任期の満了または辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

2 一時役員の職務を行うべき者を裁判所が選任した場合、本法人がその者に対して支払う報酬の額は、裁判所の定めによるものとする。

## 第 6 章 理 事

(理事の損害賠償責任)

第 59 条 本法人は、理事がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

(理事の職務を代行する者の権限)

第 60 条 民事保全法（平成元年法律第 91 号）に定める仮処分命令により選任された理事または代表理事の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、本法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項の定め違反して行った理事または代表理事の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、本法人は、これを以て善意の第三者に対抗することができない。

(本法人と理事との間の訴えにおける本法人の代表)

第 61 条 本法人が理事（理事であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、または理事が本法人に対して訴えを提起する場合には、総会は、当該訴えについて本法人を代表する者を定めることができる。

(忠実義務)

第 62 条 理事は、法令および定款ならびに総会の決議を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

(競業および利益相反取引の制限)

第 63 条 次に掲げる場合に理事は、理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己または第三者のために本法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき

二 理事が自己または第三者のために本法人と取引をしようとするとき

三 本法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本法人と当該理事との利益が

相反する取引をしようとするとき

- 2 民法（明治29年法律第89号）第108条の定めは、前項の承認を受けた同項二号の取引については、適用しない。

（理事の報告義務）

- 第64条 理事は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

（業務の執行に関する検査役の選任）

- 第65条 本法人の業務の執行に関し、不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、本法人の業務および財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、業務の執行に関する検査役の選任の申立てをすることができる。この場合、業務の執行に関する検査役の選任の申立てをする総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表を定めなくてはならない。（以下、「申し立て代表正会員」という。）

- 2 業務の執行に関する検査役が選任された場合、本法人が当該検査役に対して支払う報酬の額は、裁判所の定めによる。
- 3 業務の執行に関する検査役は、その職務を行うため必要があるときは、本法人の子法人の業務および財産の状況を調査することができる。
- 4 業務の執行に関する検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、または記録した書面または電磁的記録を裁判所に提供して報告をしなければならない。
- 5 裁判所が前項の報告について、その内容を明瞭にし、またはその根拠を確認する必要があると認め、業務の執行に関する検査役に対し、更に前項の報告を求めた場合は、本法人および業務の執行に関する検査役の選任の申立てをした申し立て代表正会員に対し、業務の執行に関する検査役は、その報告の書面の写しを交付し、または電磁的記録に記録された事項を提供しなければならない。

（業務の執行に関する検査役の報告による総会招集等）

- 第66条 業務の執行に関する検査役による前条第4項および第5項の報告があった場合に理事は、その報告の内容を総会において開示するために総会を招集しなくてはならない。

- 2 理事および監事は、前条第4項および第5項の報告の内容を調査し、その結果を前項による総会に報告しなければならない。

（正会員による理事の行為の差止め）

- 第67条 正会員は、理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、理事会に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（理事の報酬等）

- 第68条 理事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として本法人等から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）は、別に規約に定める。

- 2 前項にかかわらず、本法人は、理事の職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第 7 章 理 事 会

(理事会の権限等)

第 6 9 条 理事会は、すべての理事を以て構成し、定款の定めるところにより本法人の業務の執行を決定する。

2 理事会は、次の職務を行う。

- 一 理事の職務の執行の監督
- 二 理事長の選定および解職
- 三 副理事長の選定および解職
- 四 倫理審議会の構成員の選任ならびに解職
- 五 役員候補審議会の構成員の選任ならびに解職
- 六 指導監督室の構成員の選任ならびに解職
- 七 運営会議の職務執行の監督
- 八 運営会議の構成員および委員会副委員長の選任ならびに解職とその権限の決定
- 九 特別委員会委員の選任ならびに解職とその権限の決定
- 十 規則の制定および変更ならびに廃止に関する事項
- 十一 細則の制定および変更ならびに廃止に関する事項
- 十二 翌事業年度の事業計画ならびに収支予算

3 理事会は、理事長ならびに副理事長を総理事の 3 分の 2 以上が出席した理事会において互選により正会員の理事の中から選定しなくてはならない。理事長を以て法人法上の代表理事とし、理事長および副理事長ならびに専務理事を以て、法人法第 9 1 条第 1 項の業務を執行する理事（以下、理事長を含め、「業務執行理事」という。）とする。

4 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- 一 重要な財産の処分および譲受け
- 二 多額の借財
- 三 重要な使用人の選任および解任
- 四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更および廃止

5 第 2 項二号および三号の解職の場合、当該理事を除く残りの総理事の議決権の 3 分の 2 以上の決議を必要とする。

6 理事が 6 カ月以上本法人の職務遂行が困難とみなされるときは、当該理事を除く総理事の議決権の 3 分の 2 以上の決議により辞職勧告を行うことができる。

7 監事が 6 カ月以上本法人の職務遂行が困難とみなされるときは、総理事の議決権の 3 分の 2 以上の決議により辞職勧告を行うことができる。この場合、当該監事以外の監事の賛同を必要とする。

8 役員から辞任の申し出があったときは、理事会は承認をすることができる。この場合、理事長は正会員に対し、速やかに書面または電磁的方法によって通知しなければならない。

(業務執行理事)

第 7 0 条 業務執行理事に関する定めは、次の事項による。

- 2 理事長は、本法人の業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し本法人の業務を分担して執行する。理事長に事故等があり本法人における職務遂行ができない場合、理事会があらかじめ指名した順序により副理事長は、その職務を代行（以下、理事長代行という。）する。
- 4 専務理事は、理事長ならびに副理事長を補佐し、本法人の業務を分担して執行する。理事長ならびに副理事長に事故等があるとき、または理事長ならびに副理事長が欠けたときは、理事長または副理事長の職務を代行する。
- 5 業務執行理事の権限は、定款に定めるほか規則で定める。
- 6 業務執行理事は、毎事業年度毎に3カ月を超えない間隔で4回以上、自己の職務執行の状況を文書によって理事会に報告しなければならない。
- 7 業務執行理事が3カ月以上本法人の職務遂行ができないときは、理事会の決議により、業務執行理事の職を解任することができる。
- 8 理事長または理事若しくは監事に異動があったとき、理事長は、2週間以内に登記しなければならない。

（理事会の種類ならびに開催）

第7-1条 理事会は、定時理事会ならびに臨時理事会とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度に毎偶数月に1回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - 一 理事長が必要と認めたとき
  - 二 理事から会議の目的である事項を記載した書面を以て理事長に招集の請求があったとき
  - 三 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
  - 四 監事から理事会に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき

（理事会の招集）

第7-2条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条3項三号により理事が招集する場合ならびに前条3項四号前段により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条3項二号または四号前段に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的ならびに審議事項を記載した書面または電磁的記録を以て、開催日の1週間前までに、各理事ならびに各監事に対して通知しなければならない。
- 4 理事会は、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（理事会の議長）

第7-3条 理事会の議長は、理事長または副理事長がこれにあたる。

- 2 議事内容に関し議長に利害関係が生じるときは、該当議事に関して議長を務めることができない。理事長ならびに副理事長の双方が議事内容に利害関係が生じる場合は、業務執行理事以外の利害関係が無い理事が互選によりその議事に限り議長を務める。

(理事会の定足数)

第 7 4 条 理事会は、理事総数の 3 分の 2 以上の出席と監事 1 名以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議)

第 7 5 条 理事会の議事は、定款に別段の定めがあるもののほか、出席理事の過半数を以て決定し、可否同数のときは議長の裁決定するところによる。

2 前条にかかわらず、利害関係のある理事はその決議に参加することができない。

3 決議に出席できない理事は、あらかじめ通知された第 7 2 条第 3 項の審議事項に対し、理事会の日の前日の業務時間の終了時までには書面または電磁的記録を以て表決することができる。

4 前項の適用については、書面または電磁的記録によって行使した議決権の数は、出席した理事の議決権の数に算入する。

(理事会の議事録)

第 7 6 条 理事会の議事録は、次の事項を含め書面または電磁的記録を以て作成し、開催の日から 1 0 年間その主たる事務所に備え置かなければならない。

一 日時ならびに場所

二 出席した理事、監事の氏名（書面表決者ならびに電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること）

三 審議事項ならびに決議事項

四 議事の経過の概要ならびにその結果

五 議長ならびに議事録作成人の氏名

六 その他法務省令で定める事項

2 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した理事および監事は、これに記名押印をしなければならない。

3 前項の議事録が電磁的記録を以て作成されている場合、当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名または記名押印に代わる措置をとらなければならない。

4 理事会の決議に参加した理事であつて第 3 項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

5 正会員は、規則で定める本法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第 1 項の議事録が書面を以て作成されているときは、当該書面または当該書面の写しの閲覧または謄写の請求

二 第 1 項の議事録が電磁的記録を以て作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を表示したものの閲覧または謄写の請求

6 前項各号の請求を行うとき請求者は、本法人の規則に定めた費用を支払わなければならない。

7 債権者は、理事または監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第 1 項の議事録等について第 5 項各号に掲げる請求をすることができる。

(理事会の決議の省略)

第 7 7 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決定する旨の理事会の決議があつたもの

とみなす。

2 前項にかかわらず当該提案に対して監事が異議を述べたときはその限りでない。

(理事会報告の省略)

第 7 8 条 理事または監事が理事ならびに監事の全員に対し理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の定めは、第 7 0 条第 6 項の定めによる報告には適用しない。

## 第 8 章 監 事

(監事の職務ならびに権限)

第 7 9 条 監事は、次の職務を行う。

- 一 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告書を作成する。
- 二 業務および財産ならびに会計の状況を監査する。
- 三 必要があるときは、いつでも理事ならびに使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務および財産ならびに会計の状況を調査することができる。
- 四 必要があるときは、子法人に対して事業の報告を求め、またはその子法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。ただし、子法人は、正当な理由があるときは、報告または調査を拒むことができる。
- 五 総会および理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることができる。
- 六 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、また法令若しくは定款に違反する事実あるいは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会ならびに理事会に報告しなければならない。
- 七 前号の報告をするため必要があると認めるときは、理事長（第 7 1 条第 3 項二号にあっては、招集する理事）に対し、理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求の日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- 八 理事会が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- 九 理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またこれらの行為をするおそれがある場合に、その行為によって本法人に著しく損害が生じるおそれがあるときは、理事会に対し、その行為をやめることを請求することができる。
- 十 その他、監事に認められた法令上の権限の行使をすることができる。

(本法人と理事との間の訴えにおける法人の代表)

第 8 0 条 定款の定めにかかわらず本法人が理事（理事であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、または理事が本法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が本法人を代表する。

2 定款の定めにかかわらず、次に掲げる場合には、監事が本法人を代表する。

- 一 本法人が正会員より書面その他の法務省令で定める方法により、理事の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合
- 二 本法人が正会員による理事の責任を追及する訴えの訴訟告知ならびに裁判所による理事の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解通知および催告を受ける場合

(監事の報酬等)

第 8 1 条 監事の報酬等は、規約に定める。

- 2 各監事の報酬等について定款の定めまたは総会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監事の協議によって定める。
- 3 前2項にかかわらず監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 監事は、総会において、監事の報酬等について意見を述べるることができる。

(費用等の請求)

第 8 2 条 監事がその職務の執行について本法人に対して次に掲げる請求をしたときは、本法人は、当該請求に係る費用または債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

- 一 費用の前払の請求
- 二 支出した費用および支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- 三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供）の請求

## 第 9 章 役員 の 損害賠償責任

(役員等の本法人に対する損害賠償責任)

第 8 3 条 役員は、その任務を怠ったときは、本法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 理事が第 6 3 条第 1 項の定め違反して同項一号の取引をしたときは、当該取引によって理事または第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。
- 3 第 6 3 条第 1 項二号または三号の取引によって本法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠ったものと推定する。
  - 一 第 6 3 条第 1 項の理事
  - 二 本法人が当該取引をすることを決定した理事
  - 三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

(本法人に対する損害賠償責任の免除)

第 8 4 条 前条第 1 項の責任は、正会員全員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の一部免除)

第 8 5 条 前条の定めにかかわらず、役員第 8 3 条第 1 項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、一号に掲げる額から二号に掲げる額（以下、「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、総会において総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議を以て免除することができる。

- 一 賠償の責任を負う額
- 二 当該役員がその在職中に本法人から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の 1 年間当たりの額に相当する額として法人法施行細則で定める方法により算定される額に、次のイからハマまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハマまでに定める数を乗じて得た額

イ 理事長 6

ロ 理事長以外の理事であつて会員外の理事(本法人またはその子法人の業務執行理事として選定されたものおよび本法人の業務を執行したその他の理事をいう。以下、第87条において同じ。)または使用人でなく、かつ、過去に本法人またはその子法人の業務執行理事または使用人となつたことがないもの(以下、第88条において同じ。) 4

ハ 会員外の理事、会員外の監事 2

- 2 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
  - 一 責任の原因となつた事実および賠償の責任を負う額
  - 二 前項の定めにより免除することができる額の限度およびその算定の根拠
  - 三 責任を免除すべき理由および免除額
- 3 理事は、第83条第1項の責任の免除に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 4 第1項の決議があつた場合において、本法人が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の法務省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の決議を得なければならない。

(責任限定契約)

第86条 第84条の定めにかかわらず本法人は、会員外の理事および会員外の監事(本法人の監事であつて、過去に本法人またはその子法人の理事または使用人となつたことがないものをいう。以下、この条において同じ。)の第83条第1項の責任について、当該会員外の理事および会員外の監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ本法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を外部役員と締結することができる。

- 2 前項の契約を締結した外部役員が本法人またはその子法人の業務執行理事または使用人に就任したときは、当該契約は、将来に向かつてその効力を失う。
- 3 第85条第1項の契約を締結した本法人が、当該契約の相手方である外部役員が任務を怠つたことにより損害を受けたことを知つたときは、その後最初に招集される総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
  - 一 第85条第2項一号および二号に掲げる事項
  - 二 当該契約の内容および当該契約を締結した理由
  - 三 第83条第1項の損害のうち、当該外部役員が賠償する責任を負わないとされた額
- 4 第85条第4項の定めは、外部役員が第85条第1項の契約によって同項に定める限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。

(理事が自己のためにした取引に関する特則)

第87条 第63条第1項第2号の取引(自己のためにした取引に限る。)をした理事の第83条第1項の責任は、任務を怠つたことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることを以て免れることができない。

- 2 前3条の定めは、前項の責任については、適用しない。

(役員第三者に対する損害賠償責任)

第 88 条 役員がその職務を行うについて悪意または重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事においては、次に掲げる行為

イ 計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書に記載し、または記録すべき重要な事項についての虚偽の記載または記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

二 監事においては、監事監査報告に記載し、または記録すべき重要な事項についての虚偽の記載または記録

(役員等の連帯責任)

第 89 条 役員が本法人または第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

## 第 10 章 総会および理事、理事会、監事以外の機関

(倫理審議会の設置)

第 90 条 本法人は、理事会のもとに弁護士 1 名、理事長、会員外の理事 1 名、相談役会からの代表 1 名および理事を兼任しない支部長会からの代表 1 名以上 2 名以内で構成される倫理審議会を設置する。倫理審議会の構成員の任期等は、役員の任期に準じる。

2 倫理審議会は、定款ならびに会員倫理規約違反に関して調査、検討し、適切な処分を理事会に答申する。この場合、理事会は倫理審議会の答申を尊重しなくてはならない。

3 倫理審議会は、必要に応じて理事長の招集により開催される。ただし、監事からの開催要請が理事会にあった場合に限り、第 1 項にかかわらず理事長は、構成員から除外される。

4 正会員の構成員の報酬は無報酬とする。その他の構成員の報酬は、別に規約に定める。なお、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

5 倫理審議会に関し定款に定めのない事項は、別に規約に定める。

(役員候補審議会の設置)

第 91 条 本法人は、理事会のもとに非会員 2 名、相談役会からの代表 1 名および理事を兼任しない支部長会からの代表 1 名以上 2 名以内を含む役員候補審議会を置く。

2 役員候補審議会は、役員の任期終了の事業年度ごとに理事会の決議を経て、理事長の招集により設置されるものとする。

3 役員候補審議会は、正会員の役員候補を理事会に推薦する。

4 正会員の委員の報酬は無報酬とする。その他の委員の報酬は、別に規約に定める。なお、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

5 役員推薦方法ならびに役員候補審議会に関し必要な事項は、別に規約に定める。

(運営会議)

- 第 9 2 条 本法人は、理事会のもとに業務執行理事の分掌により別に定める運営会議を置く。
- 2 業務執行理事を除く運営会議の構成員は、第 2 2 条第 3 項各号に基づき設置される委員会の委員長および第 9 4 条第 1 項に基づき設置される指導監督室の室長および別に選任された支部長会代表とする。ただし、理事会の承認により、必要に応じて副委員長を運営会議の構成員に加えることができる。なお、理事会が別途認める場合は代理者が出席できる事とする。
  - 3 運営会議は、理事会から委任を受けた事項について決定を行い、その結果を業務執行理事が理事会に報告し、承認を得るものとする。
  - 4 運営会議は次の事項について直接所管することとする。
    - 一 関連事業の合同開催等合理的な運営
    - 二 講習会・研修等についての他団体との共催・参加等の調整
    - 三 正会員・準会員・賛助会員の増強策の実施
    - 四 協会関連団体との連携
    - 五 他業種・他団体との交流・情報交換・広報および親睦に関する事項
    - 六 横浜市会への予算要望
    - 七 会員情報の管理
    - 八 その他運営に関する必要な事項
  - 5 運営会議は、業務執行理事が招集し、原則として毎月 1 回以上開催する。
  - 6 運営会議の招集にあたっては、業務執行理事は、会議の日時、場所、目的ならびに審議事項を記載した書面または電磁的記録を以て、開催日 1 週間前までに通知しなければならない。
  - 7 運営会議の議長は、業務執行理事が行う。
  - 8 運営会議は、業務執行理事の半数以上かつ過半数の構成員の出席を以て開催し、構成員総数の過半数を以て決議する。
  - 9 構成員の報酬は、規則で定める。なお、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
  - 10 運営会議に関して定款に定めのないものは、別に規約に定める。

(運営会議の議事録)

- 第 9 3 条 運営会議の議事については、次の事項を含む議事録を書面または電磁的記録を以て作成しなければならない。
- 一 日時ならびに場所
  - 二 運営会議の構成員の現在員数ならびに出席数（書面表決者ならびに電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - 三 審議事項ならびに決議事項
  - 四 議事の経過の概要ならびにその結果
  - 五 運営会議に出席した者の氏名
  - 六 議長ならびに議事録作成人の氏名
  - 七 その他法務省令で定める事項
- 2 議事録は、議長ならびにその会議において選出された議事録署名人 2 名が、記名押印をしなければならない。
  - 3 会議の議事録は、2 週間以内に正会員に対し書面または電磁的方法により通知する。

(指導監督室)

第 9 4 条 本法人は、理事会のもとに指導監督室を置く。

- 2 指導監督室は、建築主からの苦情解決・相談業務、建築士事務所の指導監督業務、本法人のリスクマネジメント全般および個人情報管理を行う。
- 3 指導監督室に関して定款に定めのないものは、別に規約に定める。

(委員会ならびに委員長会)

第 9 5 条 本法人の事業を推進するために、第 2 2 条第 3 項に定める常置された委員会の委員長により構成された委員長会を設置するものとする。

- 2 必要があるときは総理事数の 3 分の 2 以上の決議により、委員長会のもとにあらたに委員会を設置することができる。
- 3 第 2 2 条第 3 項に定める常置された委員会は、委員長が分掌する。
- 4 委員会の委員長および副委員長は、業務執行理事が選任し、理事会の承認を得るものとする。
- 5 委員の報酬は、別に規約に定める。なお、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 6 第 1 項に定める委員会は、設置の期間が 1 年を超えるものとする。
- 7 委員会に関し定款に定めのない事項は、別に規約に定める。

(特別委員会)

第 9 6 条 本法人は、定款に定める部会および委員会以外に、総理事数の 3 分の 2 以上の決議を以て理事会のもとに、設置の目的および期間を定めた特別委員会を置くことができる。この場合、設置期間は、1 年を超えてはならない。

- 2 特別委員会の委員は、理事会の決議により選任する。
- 3 特別委員会に関し定款に定めるほか、別に規則に定める。

(支 部)

第 9 7 条 本法人は、理事会の決議により行政区を単位として横浜市内に支部を置くことができる。

- 2 支部は、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。
- 3 賛助会員を除く会員は、建築士事務所の所在する区域の支部に所属する。
- 4 支部に関し定款に定めるほか、別に規則に定める。

(支部長会)

第 9 8 条 本法人の活動ならびに支部活動の活性化および会員個々への情報伝達のため支部長他で構成される支部長会を置く。

- 2 支部長会に関する定款に定めのない事項は、別に規則に定める。

(名誉会員等)

第 9 9 条 本法人に、総会の決議により名誉会員および顧問を置くことができる。名誉会員および顧問は、理事会の諮問があるときは、意見を述べることができる。

- 2 名誉会員および顧問は、総会において任期を定めた上で選任する。
- 3 規則で定める専門職の顧問を除き、名誉会員および顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要

する費用は支払いをすることができる。

- 4 名誉会員および顧問に関する定款に定めのない事項は、別に規則に定める。

(相談役および相談役会)

第100条 本法人に、総会の決議により相談役および相談役会を置くことができる。

- 2 相談役は、理事会に対し意見を述べることができる。
- 3 相談役は、総会において任期を定めた上で選任する。
- 4 相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用は支払いをすることができる。
- 5 相談役で構成される相談役会は、互選により倫理審議会ならびに役員候補審議会の構成員を推薦しなくてはならない。
- 6 相談役および相談役会に関する定款に定めのない事項は、別に規則に定める。

(事務局の設置等)

第101条 本法人の事務を処理するため、理事会のもとに事務局を設置し、事務局長を置く。

- 2 事務局には、正職員ならびに臨時職員を置くことができる。
- 3 事務局長を含む正職員ならびに臨時職員は、理事会の承認を得て、理事長が任免する。
- 4 第4条十号に定める受託事業のうち、事務代行に関する業務は事務局が取り扱う事ができるものとする。
- 5 事務局の組織ならびに運営に関する定款に定めのない事項は、別に規則に定める。

(備付け帳簿ならびに書類)

第102条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿ならびに書類を備えておかなければならない。

- 一 定款
  - 二 会員名簿ならびに会員の異動に関する書類
  - 三 理事、監事の名簿に関する書類
  - 四 認定、認可、許可ならびに登記に関する書類
  - 五 定款に定める機関の議事に関する書類
  - 六 財産目録
  - 七 役員等の報酬規約
  - 八 事業計画書ならびに収支予算書
  - 九 事業報告書ならびに収支決算書等
  - 十 前号の監査報告書
  - 十一 その他法令で定める帳簿ならびに書類
- 2 前各号の帳簿ならびに書類の閲覧については、法令の定めによるものとする。
  - 3 第1項各号に掲げる帳簿、文書、書類は作成した事業年度終了の日から10年間、保存するものとする。

## 第 11 章 財産ならびに会計

(財産の構成)

第103条 本法人の財産は、次のものを以て構成する。

- 一 入会金ならびに会費
- 二 事業に伴う収入
- 三 財産から生じる収入
- 四 寄付金品
- 五 その他の財産

(財産の管理ならびに運用)

第104条 本法人の財産の管理ならびに運用は、理事会の決議を経て理事長が定める。

(事業年度)

第105条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画ならびに収支予算)

第106条 本法人の事業計画ならびに収支予算については、毎事業年度開始までに業務執行理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の定めにかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(借入金ならびに重要な財産の処分または譲受け)

第107条 本法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収支を以て償還する短期の借入金を除き、総会において総正会員数の3分2以上の決議を得なければならない。

- 2 本法人が重要な財産の処分または譲受けを行おうとするときも、前項に準じる。
- 3 その会計年度の収支を以て償還する短期の借入金は、理事会において総理事の議決権の3分の2以上の理事の決議を得て行うことができる。

(会計原則)

第108条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

## 第12章 定款の変更、合併ならびに解散等

(定款の変更)

第109条 定款は、総会において総正会員の議決権の3分2以上の決議を経なければ変更することができない。

- 2 前項の定めにかかわらず、第1条第1項の名称における建築士事務所の表記および第4条一号から三号および五号、第8条第1項一号の定めは、建築士法第27条の2ならびに第27条の3の改正が無い限り、これを変更することができない。
- 3 第1項の定めにかかわらず、第48条第4項および第5項の定数を少なくすることはできない。

(合併)

第110条 本法人は、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の法人法に関する法律上の法人との合併をすることができる。

(解散)

第111条 本法人は、次に掲げる事由のほか、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

- 一 正会員が欠けたこと
- 二 合併
- 三 破産手続きの開始
- 四 解散を命ずる裁判

(残余財産の処分)

第112条 本法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、本法人と類似の事業を目的とする他の公益法人または国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

## 第13章 情報公開ならびに個人情報の保護

(情報公開)

第113条 本法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要事項は、法令の定めによるほか、別に規則に定める。

(個人情報の保護)

第114条 本法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、法令の定めによるほか、別に規則に定める。

## 第14章 補 則

(定款に定めのない事項)

第115条 定款ならびに規約および規則若しくは細則に定めのない事項については、法人法およびその他の法令の定めるところによる。

## 附 則

本定款は、平成30年5月25日から施行する。